

社会保障改革に関する集中検討会議の医療・介護財政の試算の利用法

山 本 克 也

I はじめに

医療および介護費用の試算にはこれまでにもいくつもの蓄積があり、厚生（労働）省（以下、厚労省）が伝統的に行ってきたもの、保険数理的な手法を用いたもの（小椋・入船 1990等）、マクロ計量モデルによるもの（上田・堀内・森田 2010等）が挙げられる。本来、医療および介護費用を導く際に検討されるべき医療・介護需要と医療・介護供給は同時決定の関係にあり、需要と供給の同時方程式を推定するという方法が経済学的には望ましいものと考えられる。しかし、例えばマクロ計量モデルによる試算では“制度”が捨象されてしまうことが多く、制度改正という込み入った議論の前提としては使い勝手が悪い可能性がある。また、保険数理的手法を用いれば、制度の記述は詳細にできるが、上述の経済学の要請は満たさないものとなる（大林 2010）。

後述するが、厚労省の医療・介護費用の推計方法の改善にはめざましいものがあり、この試算結果の利用方法の例示として本稿は企図されている。よって、本稿では平成24年3月「社会保障に関する費用の将来試算の改定」（以下、平成24年3月試算）の医療・介護費用に関する試算結果を利用し、平均的な高齢者の夫婦世帯の家計（①世帯主の年齢が65～69歳の現役時代に共働きであった世帯と②片働きであった世帯、③世帯主の年齢が75～79歳の現役時代に共働きであった世帯と④片働きであった世帯（遺族世帯、単身者については参考推計）が、2010～2025年の医療・介護費

用含めた消費支出を賄えるのか否かの検討を実施する。世代としては1960年生まれ以前が対象となる。上記の年齢階級の選択は、前期高齢者と後期高齢者の代表点という意味である。また、2025年という年は団塊の世代が後期高齢者になる年であり、医療・介護分野では、この年を目指して地域包括ケアの個別具体的な計画（在宅医療の推進等の施策）を開始している。

本稿の構成は、IIでこれまでの厚労省の試算から最新の平成24年3月試算までの推計の方法を俯瞰し、IIIで試算の利用として上述の高齢者世帯の家計を推計し（方法と結果）、IVで結果に対する考察を実施し、Vでまとめを記す。

II 医療・介護費用の試算方法

平成20年の社会保障国民会議に提出された医療及び介護の費用試算の方法は、これまで用いられてきた方法とは大きく異なっていた。これは、これまでの伝統的な方法に対する批判に応えたものであり、

- ①1人あたり医療費の伸び率の算定期間は医療費の分析を深めることでできる限り最近の期間とする
- ②見直しの都度将来見通しの名目額が小さくなることについては、経済規模との対比を示すなどていねいに説明する
- ③国際比較の観点から経済規模との対比で示す場合、間接税が考慮されていないNI比ではなくGDP比で示す

④医療費の自然増の中には技術進歩などによる部分が含まれていることを示す

といったことが実践された。これは、“革命”ともいべき、試算方法の改善であった。

その一方で、過去の試算の方法を見ていくと、およそ3つのタイプに大別できる(図1)。それは、平成12年までの試算、平成14年から18年までの試算、そして、平成20年以降の試算に区別できる。平成12年までの試算方法は、医療については、“平成10年度実績を足下とし、最近の1人当たり医療費の伸び(3%程度 平成2～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して医療費を伸ばして試算する”という方法をとっている。また、介護については、

“各市町村における介護保険事業計画及び平成12年度予算に基づき、賃金上昇率(年率2.5%)を勘案して試算”とあるように、足下の数値を一つのパラメータだけで伸ばしていくという方法をとっている(介護については、やや複雑であり、平成20年以降の試算方法の萌芽が見て取れる)。平成14年の試算からは、“医療については平成14年度予算を足下とし、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)及び平成14年の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして試算する”という方法をとった。要は、医療費を一般(=若年層)と高齢者層に分けて試算するという方法をとっていた。介護については“人口や経済の伸び率を勘案

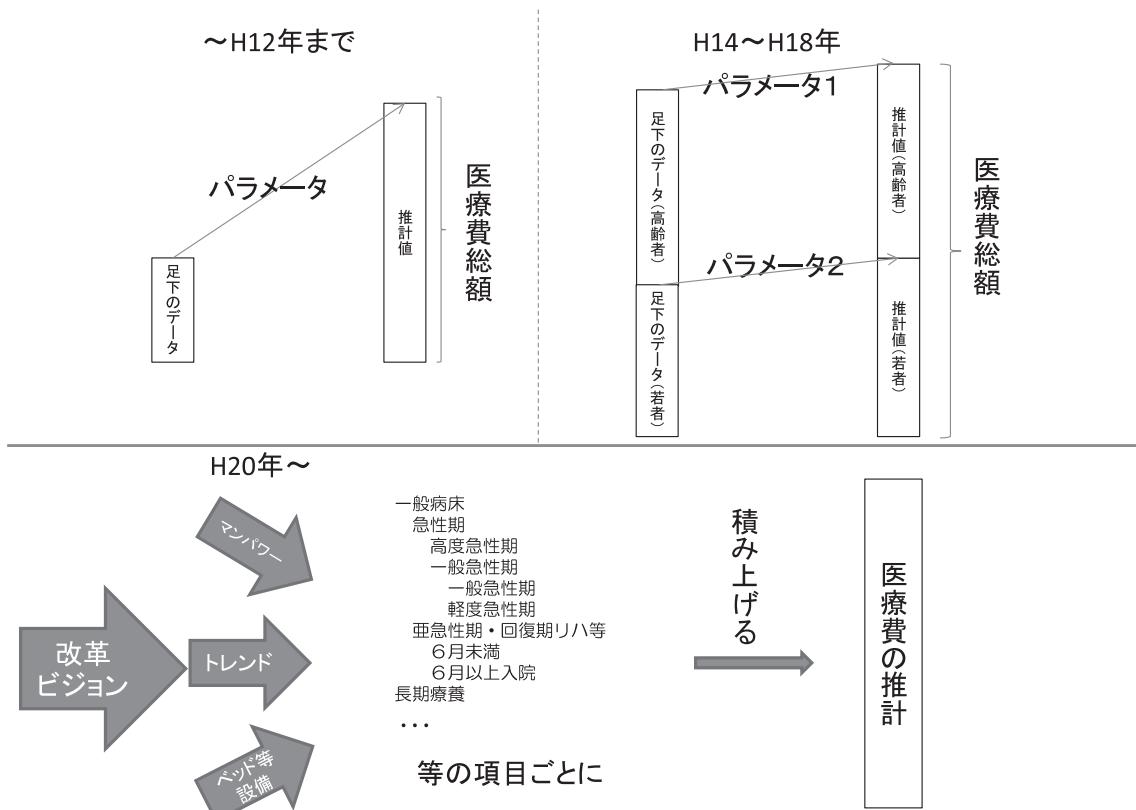


図1 厚労省の医療費試算の変遷

注) 介護も金的に同様である
出所) 筆者作成

して試算”とだけ記されていた。

このような試算の方法は、いくつかの批判を受けることになったが、恐らく、その批判の中でも最も適切だったのは、高齢者医療費が3.2%で伸びていくという仮定に対するものであった。3.2%の増加率といえば、およそ20年あまりで2倍になるという増加率である。これは、平成の始まった頃であれば信憑性のある数値であった¹⁾が、平成14年にもなって“高齢者人口比率の増加を大幅に上回る医療費の増加”ということはあり得ないことであった。

そういう批判に対応し、平成20年からの試算の方法は大きく変わっていった。その基調を作ったのが「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(以下、国民会議試算)」である。国民会議試算では、

- ①現在のサービス提供体制を前提として、単純に基本需要試算に対応する提供量をいったん計算し、これをシミュレーションA(現状投影シナリオ)とする。
- ②このシミュレーションAに対して、サービス提供体制について選択と集中等による改革を図ることを想定し、これをシミュレーションB(改革シナリオ)とした。改革シナリオについては、前提となるシナリオに応じて複数のシナリオを示す(それぞれB1, B2, B3)。

という方法をとっている。すなわち、医療費を細部のパツツに分け(急性期医療、長期療養等)、それぞれの需要量を試算し、また、それぞれのサービス提供者に対する給与等を計算して総医療費を試算する。

こうした方法は、わずか数年でさらに進化し、現在の試算は、平成23年6月に公開された社会保障改革に関する集中検討会議第11回資料「社会保障に係る費用の将来試算:医療・介護に係る長期推計」(以下、集中検討会議試算)が基本になっている²⁾。この試算では、現在の性・年齢階級別のサービス利用状況をそのまま将来に投影したケース(現状投影シナリオ)におけるサービスごとの利用者数や単価等を作成し、これに一定の改革シナリオに基づきサービス利用状況や単価等を

変化させたケース(改革シナリオ)を作成し、費用総額を求めるという方法をとった(経済前提等を踏まえて設定した伸び率を乗じて試算)。また、改革シナリオは、一般病床について、急性期と亜急性期・回復期等とに機能分化、医療資源を集中投入し、亜急性期や回復期のリハビリテーションなどについては状態像に応じた適切な設備・人員配置されるものとして試算を実施している。さらに、居住系サービス、在宅医療・介護サービスの充実などを織り込んだものとしている(主に一般病床の機能分化の進展度について、2通りのシナリオを設定し、これをパターン1、パターン2と称している)。そして、本稿で使用する「社会保障に係る費用の将来試算の改定(以下、平成24年3月試算)」は、高齢者医療制度改革会議のために出された平成23年6月「社会保障に係る費用の将来試算」をベースとし、新しい人口試算及び経済の見通しが示されたことを踏まえ、将来試算の改定を行ったものである。これは、併せて、新しい試算に基づいた社会保険各制度(年金、医療、介護)における1人当たり保険料(率)の見通しについても試算を行っている。

平成24年3月試算と以前の試算との差異は、

- ①人口前提:集中検討会議試算:「日本の将来試算人口(平成18年12月試算)」出生高位(死亡中位試算)→平成24年3月試算:「日本の将来試算人口(平成24年1月試算)」出生中位(死亡中位試算)。
- ②経済前提:集中検討会議試算:内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月)」慎重シナリオに準拠して設定→平成24年3月試算:内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオに準拠して設定。
- ③試算の足下値は、平成24年度予算案をベースとしている。

となっている。

厚労省の医療・介護費用の試算に関して、問題点はそれほど多くはないが、まず、試算の期間が短いことが挙げられる。年金と同様に100年もの

期間を試算する必要はないものと思われるが、もう少し長期の試算であった方が、政策的にも有効であろう。そして何より重要なのは、被保険者に関する試算のプロセスが公開されていないことである。表1に平成24年3月試算の結果(現状投影ケース)を掲げたが、こうした保険料(率)の結果が出ていているということは、被保険者に関する試算プロセスがあるということを示しているものと考えられる。この部分も公開した方が、利便性は高まるものと思われよう。とくに、昨今の非正規雇用者の増大は、健康保険や介護保険財政に大きな影響を与える可能性があるものであるから、こうしたシミュレーションにも耐えられるように被保険者の試算プロセスの公開は、是非、なされるべきである。

III 試算の利用例—医療・介護費用が高齢者家計に与える影響—

上述のように、平成24年4月試算では医療・介護費用の総体だけではなく、各家計が直面する保険料負担についての数値も出している(表1)。これも画期的なことであり、一定の幅を持って見る必要があるにしても、将来の、特に高齢者世帯の家計がどうなるのかといった疑問に答える手段を与えられたことに等しい。ここでは、2025年の医療・介護の保険料負担が高齢者家計に与える影響を考察する。「賃金構造基本調査(以下、賃金センサス)」のデータから年金額を試算し、この結果と表1の各種保険料の試算結果、そして全国消費実態調査のデータとを合わせることで高齢者家計の構造を類推、家計に対する2025年の医療・介護費用のインパクトを考察する。

本稿の試算では、夫婦世帯、男女別単身世帯、遺族世帯(女性)といった世帯を、世帯主の年齢が65～69歳、75～79歳の2種類の年齢階層に分けて試算する。収入としては年金のみを試算し、年金以外の勤労所得や財産所得等は対年金の比率で算出する。国民生活基礎調査(以下、基礎調査)の平成23年版を見ると、高齢者世帯(65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚

の者が加わった世帯をいう)の収入の67.5%が公的年金・恩給で稼働所得は17.4%、残りの年金以外の社会保障給付金、仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得は、合わせて6.2%である。この比率を利用する(なお、財産所得分の8.9%は税制が複雑になるので考慮しないものとし、高齢者の所得のうちで100%－8.9%＝91.1%を議論の対象とする)。そして、非消費支出としては税(所得税、住民税)、国民健康保険(国保)、後期高齢者医療制度や介護保険の保険料を試算する。以下に各部分の試算の方法を記す。

1 年金額の試算方法³⁾

基本的に、厚労省年金局の「平成21年財政検証」の方法を採用し、基本となる人口推計を国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位を用いた。他に変更を加えた手順は、

- ①賃金センサスの「きまって支給する現金給与額」、「年間賞与その他特別給与額」を時系列で追い、賃金の再評価を実施して賃金プロファイルを描いて生涯の平均給与を導き(5歳階級データなので、間は線型補間)、年金の裁定に用いる。なお、経済的仮定には、厚労省の医療・介護費用の試算と同じ内閣府の2012年1月の「経済財政の中長期試算」を用い、賃金センサスの結果を伸ばして賃金の系列を求める。1999年までは、賃金の再評価も実施し、2023年までマクロ経済スライドを実施する。
- ②支給開始年齢の引き上げスケジュールを反映する。ちなみに2025年には定額部分は男女共に65歳、報酬比例部分は男性で65歳支給、女性で63歳支給ということになっている。
- ③年金給付の裁定用に、全労働期間の平均賃金を計算する(厳密には、「標準報酬月額」の計算方法は、毎年、4月・5月・6月の3ヶ月に支払われた報酬の平均値となる。この「標準報酬月額」は、その年の9月～翌年8月まで有効となる)。
- ④厚生年金保険の加入期間は437ヶ月(2010年、男性平均)と308ヶ月(2010年、女性平均)と

表1 平成24年3月試算の結果（現状投影ケース）

制度	平成24年度 2012	平成27年度 2015	平成32年度 2020	平成37年度 2025
年金				
国民年金	月額14,980円	月額16,380円（平成16年度価格（注2））	月額16,900円（平成16年度価格（注2））	月額16,900円（平成16年度価格（注2））
厚生年金	保険料率16.412%（～8月）16.766%（9月～）	保険料率17.474%（～8月）17.828%（9月～）	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療				
国民健康保険（2012年度賃金換算）	月額7,600円	月額8,000円程度	月額8,600円程度	月額9,200円程度
協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.6%程度	保険料率10.7%程度	保険料率10.9%程度
組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.1%程度	保険料率9.1%程度	保険料率9.3%程度
後期高齢者医療（2012年度賃金換算）	月額5,400円	月額5,700円程度	月額6,100円程度	月額6,400円程度
介護				
第1号被保険者（2012年度賃金換算）	月額5,000円	月額5,300円程度	月額6,000円程度	月額6,800円程度
第2号被保険者（国民健康保険、2012年度賃金換算）	月額2,300円	月額2,600円程度	月額2,900円程度	月額3,300円程度
第2号被保険者（協会けんぽ）	保険料率1.55%	保険料率1.7%程度	保険料率2.0%程度	保険料率2.6%程度
第2号被保険者（組合健保）	保険料率1.3%	保険料率1.4%程度	保険料率1.6%程度	保険料率2.1%程度

前提：人口「日本の将来試算人口（平成24年1月試算）」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算（平成24年1月）」慎重シナリオ

注1：この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来試算」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

①これが実際の将来の個人の保険料（率）水準を表したものではないこと（各保険者によっても将来の保険料（率）は異なる）

②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見ることが必要。

注2：平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3：「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。（ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない）

注4：厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

注5：平成24（2012）年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。

する。

⑤報酬比例部分の計算は、在職中に支給された給料と平成15年4月以降に支給されたボーナスとの合計額を使って算出する。

⑥試算は各歳で実施しているが、医療・介護費用の議論の関係上、65～74歳と75歳以上で結果の表記は行う。なお、夫婦の年齢差はないものと仮定する。なお、価格はすべて2009年に統一する。

⑦夫婦世帯の場合、夫婦の年齢は同じである。

というものである。なお、本稿では平均標準報酬額と生涯平均給与は同一のものを利用している。

現実には、年金を受給している夫婦に子供がパパ活サイトするというケースもありうるが、ここでは上述したように単純に夫婦のみの世帯を考える。夫婦のパターンは現役期間の夫婦の働き方を

考慮して、

1.片働き（夫が厚生年金受給者、妻は3号）

2.共働き（夫婦で厚生年金受給者）

とする。年金給付額の基本的な動きは単身世帯と同様で、2010年から2020年までは低下傾向にあるが、マクロ経済スライドが2023年に終了するので、2025年からは増加に転じている（実際には、マクロ経済スライドが実施されたことはないであるが、モデルの設定上、物価上昇が生じていてマクロ経済スライドが働いていることになる）。表2に挙げたが、2025年の65～69歳世帯では、片働き世帯で約23万円、共働き世帯で約28万円の受給額であり、75歳以上世帯では、片働き世帯で24万円、共働き世帯で29万円となっている。

2 税（所得税、住民税）および社会保険料の試算方法と可処分所得の算出

現実の高齢者家計を見た場合、課税対象となるのは

課税対象=公的年金等に係る雑所得の金額+その他の所得-各種所得控除

であるが、仮定の通り、その他の所得は年金に対する比率で処理を行う。また、控除は基礎控除（所得税38万円、住民税33万円）の他に、片働き世帯には配偶者控除（所得税は38万円、70歳以上は48万円、住民税は33万円、70歳以上は38万円）、共働き世帯には配偶者特別控除が適用される。公的年金等に係る雑所得の金額には、1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金、2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金、3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で 1) に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するものの3つである。公的年金等に係る雑所得の金額は、

公的年金等に係る雑所得の金額=公的年金等の収入金額の合計額×割合-控除額

で算出され、割合および控除額は公的年金等の収入金額の合計額によって決まっている。2012年1月現在、公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合、所得金額はゼロ（すなわち、無税）、1,200,001円から3,299,999円までの割合は100%で控除額が1,200,000円である。以下、公的年金等の収入金額の合計額が3,300,000円から4,099,999円までなら割合は75%で控除額が375,000円、4,100,000円から7,699,999円までなら割合は85%で控除額が785,000円、7,700,000円以上なら割合は95%で控除額は1,555,000円となる。

例えば65歳以上の者で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は

$$3,500,000円 \times 75\% - 375,000円 = 2,250,000円$$

となる。また、この場合のその他の所得（稼働所得、財産所得、年金以外の社会保障給付金、仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得）は、

$$3,500,000円 \div 67.5 \times 23.6 = 1,223,704円$$

となる。

ここで、上述した65～69歳階級と75～79歳の稼働所得の17.4%について、これを年齢に関わらずに当てはめて良いのかという点には疑問が残る。「労働力調査 平成23年版」を見ると、65～69歳では46.2%、70～74歳では30.1%男性が就労しているが、75歳以上になると13.5%に低下する。また、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）の「高齢者の雇用・採用に関する調査 平成22年」を見る限り、大幅な賃金カット等による待遇の悪化は見られないようではあるが、65歳を過ぎた場合の雇用継続に関しては、未だ検討もされていないというのが現実のようである。そう考えると、65～69歳階級と75～79歳では稼働所得の割合が異なって然るべきである。ただし、手掛かりとなる基礎調査では、サンプル数の関係から高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）として一括に数値が計上されている。そこで、簡便な方法として65～69歳階級は稼働所得が26.6%、75～79歳では稼働所得がゼロとして計算を試みる。すなわち、75～79歳の世帯のその他の所得は、

$$3,500,000円 \div 67.5 \times 6.2 = 321,481円$$

となる（実際、稼働所得の内訳を見ると、雇用者所得が約8割を占めているので、就労しなくなる75歳以上では稼働所得をゼロとしても問題は少ない）。

次に各種控除であるが、住民税に関しては、所得割部分は2007年9月から都道府県民税4%、市区町村民税6%であり、均等割部分は都道府県民税年額一律1,000円、市区町村民税年額一律3,000円となっている。ただし、その他の控除（例えば寄

付控除等) や地方税のうちの固定資産税は考慮しない(もともと、財産所得は考慮していない)。社会保険料控除として、国保保険料や後期高齢者医療保険の保険料も控除される。国保保険料や後期高齢者医療制度の均等割については軽減を考慮した上で、表1を利用している。また、後期高齢者医療保険料の所得割部分については、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除を差し引いた金額に所得割率を乗じたものが所得割の保険料の金額になる。実際には、所得割にも軽減があり、今回の夫婦世帯の試算年金額では5割軽減になる。その他、高齢者に密接な医療費控除の金額は、国民医療費のデータから1人当たり年齢階級別の医療費データを利用して計算している⁴⁾。

例えば基本ケースの2025年の片働き世帯の65～74歳の世帯の場合、夫の年金収入は(妻分は非課税)

$$226,334\text{円} \times 12 \div 2,716,008\text{円}$$

であり、公的年金等に係る雑所得の金額は

$$2,655,490\text{円} \times 1 - 1,200,000\text{円} = 1,455,492\text{円}$$

となる。この場合のその他の収入は

$$2,716,008\text{円} \div 67.5 \times 26.6 \div 909,360\text{円}$$

となる。所得控除は基礎控除、配偶者控除と社会保険料控除、医療費控除であるから、課税総所得は517,000円(千円未満の端数切捨て)となる。ここから、地方税が51,700円と計算できる。所得税の場合は控除が10万円だけ高いので、課税総所得が41,7147円となり、所得税は20,857円と計算できる。一般に、実所得マイナス非消費支出が可処分所得と定義されるが、本試算では所得の大きな部分を占める年金所得を推計しているので、本稿では試算から求められる可処分所得のことを推計年金可処分所得と呼ぶことにする。よって推計年金可処分所得は、上の方法で算出した非消費支出を利用して、184,102円と求められる(共働き世帯の場合、夫婦が共に課税対象となるが、今回の試算では妻の受給分は課税対象額に達していないために無税となり、住民税の均等割、国保又は後期高齢者医療保険の保険料、介護保険の保険料のみが課税分となる)。残りの部分は、すべて表2に示している。

また、表2の年間収入とは、

$$\text{年間収入} = \text{年金受給額(月額)} \times 12 + \text{その他の収入(月額)} \times 12$$

として計算して表示したものである。

なお、表掲はしていないが、参考として単身世帯の試算を試みている。単身世帯といつても年金

表2 試算結果(夫婦世帯)(2009年価格)

	年金給付額(月額)							
	2010		2015		2020		2025	
	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き
65～69歳	¥235,024	¥291,823	¥232,070	¥288,161	¥229,174	¥284,541	¥226,334	¥280,961
75～79歳	¥245,522	¥310,078	¥240,681	¥303,157	¥242,127	¥300,634	¥234,768	¥291,499
推計可処分所得(月額)								
	2010		2015		2020		2025	
	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き
	¥199,807	¥254,313	¥195,354	¥249,368	¥189,626	¥242,586	¥184,102	¥230,828
65～69歳	¥200,388	¥250,437	¥180,871	¥243,602	¥199,357	¥244,247	¥192,032	¥234,967
推計年間収入								
	2010		2015		2020		2025	
	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き
	¥3,764,562	¥4,674,356	¥3,717,244	¥4,615,702	¥3,670,855	¥4,557,721	¥3,625,368	¥4,500,377
65～69歳	¥3,216,884	¥4,062,711	¥3,153,462	¥3,972,027	¥3,172,397	¥3,938,969	¥3,075,976	¥3,819,287

出所) 筆者試算

の裁定時には夫婦であった者が死別によって遺族年金を受け取る場合と、裁定時にも単身である場合を考えられる。遺族年金の場合（多くは妻が受給するので、妻の遺族世帯を想定する）、

- ①夫分として老齢厚生年金の報酬比例部分の75%と妻自身の老齢基礎年金を受け取る。
- ②妻自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を受け取る。
- ③妻自身の老齢厚生年金の1/2、夫分として遺族厚生年金の2/3、そして自らの老齢基礎年金を受け取る。

という方法がある。一般的には選択肢①を取った方が年金受給額はもっとも高くなり、結果として家計の可処分所得も高くなる。本稿の試算では、選択肢③を取るにはもう少し女性の年金受給額が上昇する必要がある（今後の賃金の動向に依存する）。また、夫の死後、稼働所得はなくなるものとする。遺族年金には所得税（および相続税）が課されないため、試算での非消費支出は社会保険料のみとなる。試算では、片働き世帯も共働き世帯も夫の年金額は同じなので、結局、遺族年金の値も同じになる。単身世帯の可処分所得は、非消費支出として所得税、地方税（固定資産税を除く）、そして社会保険料1人分で構成される。試算の方法は夫婦世帯の場合と同様であるが、配偶者控除等がないことが違っている。

IV 医療・介護費用の家計に対するインパクト

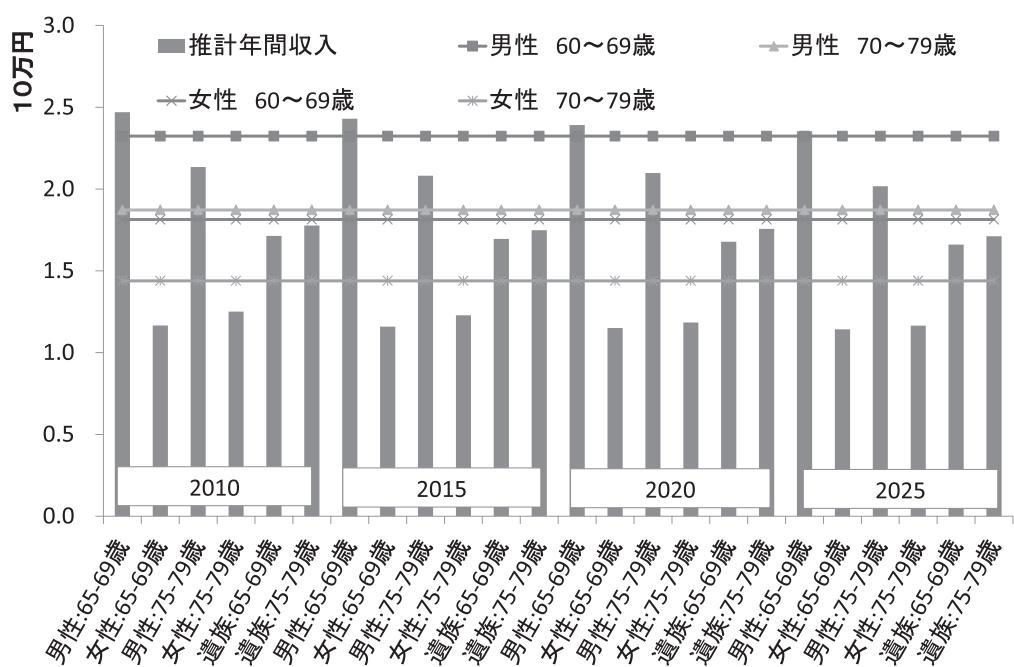
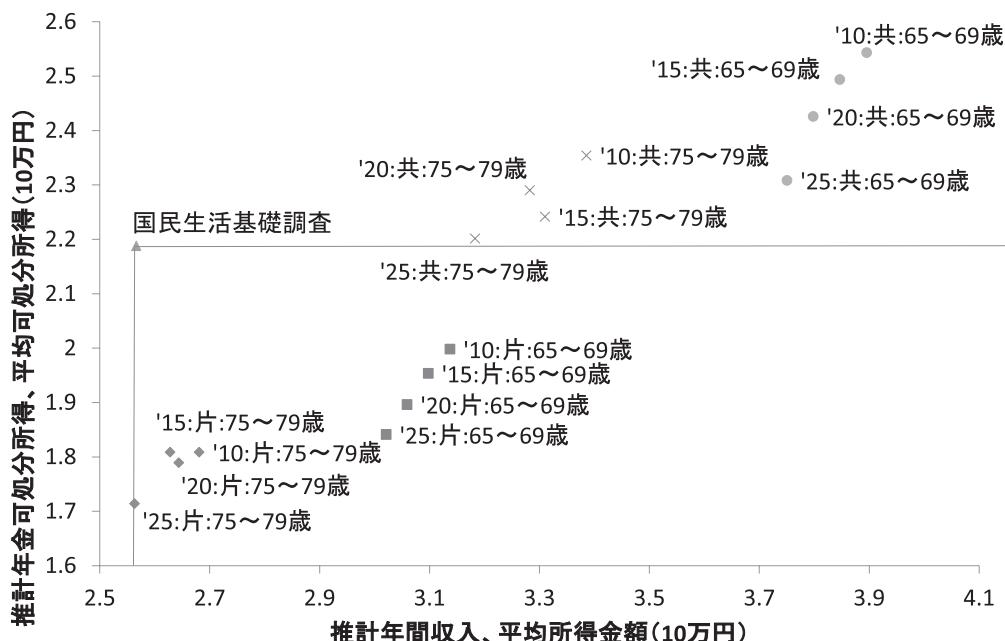
それでは、医療・介護費用の各家計に対する影響を考察しよう。ただし、舟岡（2001）が“国民生活基礎調査においては所得票が福祉事務所経由で調査されることもある、高齢者単独世帯を多く含む高齢者低所得世帯の回収率は良好で、結果として低所得世帯は所得分布に過大なウエイトを持つこととなる”と指摘するように、国民生活基礎調査ではベンチマーク指標として十分なのかという疑問が残る（金額が小さくなる傾向にあると言われている）。そこで、全国消費実態調査の値

も検討に加えよう。なお、基礎調査では夫婦世帯に関しては可処分所得をベンチマークに、単身世帯については平均収入を使用している。また、全国消費実態調査に関しては、消費支出をベンチマークとしている。消費支出を可処分所得が上回れば、赤字化しないというロジックを用いる。

1 国民生活基礎調査を用いた検討

図2には夫婦世帯の推計年間収入（以下、すべて数値は月額）と推計年金可処分所得の散布図を描いた。■のドットにある'15:共:65～69歳とは2015年の共働き65～69歳帯の値を示す（以下、同様）。さらに、ベンチマークとして▲のドットに、基礎調査（平成21年版）の高齢者世帯の平均所得金額と平均可処分所得の値を示した。年金額は経年的に低下していくので収入も低下し、それに応じて可処分所得も低下するので、基本的に左下がりの動きを示す。いま、▲のドットから横軸に平行な直線を引くと、この直線より上方の共働きを示す●や×は、平成21年水準の可処分所得よりも大きな値を示すことになる。言い換えれば、2009年水準の生活水準を維持できる可能性が大きいことを示す（物価の変動には年金のスライド制が対応する）。しかし、片働きを示す■や◆は、直線よりも下方にあるので、2009年水準の生活水準を維持できる可能性が小さいことになる（ただし、財産所得を無視しているので、これを考慮すれば維持できる可能性もある）。

次に単身世帯の評価であるが、基礎調査では金額表示で表されているデータは少ない。加えて、年齢階級別の単身世帯のデータで得られるのは平均所得だけである（恐らく、サンプル数の問題）。そこで、ベンチマークに基づき基礎調査の単身世帯の男女別年齢階級別の平均所得金額（年収）を取り、2010から2025年で試算した男性の男性:65～69歳、女性:65～69歳、男性:75～79歳、女性:75～79歳の推計年間収入を表示したグラフを図3に描いた（ベンチマークの年齢階級が荒いのも、サンプル数の問題と思われる）。図3を見ると、男性の65～69歳の推計年間収入はベンチマークである基礎調査の値（男性60～69歳の平均収入）を越え



ていて、また、男性の75～79歳の推計年間収入も、ベンチマークの男性70～79歳の平均収入を越えている。しかし、女性はいずれもベンチマークを越えることはない（こちらも、財産所得を無視しているので70～79歳水準の平均収入を越える可能性はあるが、60～69歳の平均収入を越えることは難しそうである）。遺族に関しては、女性70～79歳の平均収入を越えるが、女性60～69歳の平均収入を越えることはない。

2 全国消費実態調査を用いた検討

次に、「全国消費実態調査 平成21年版（以下、全消）」を用いた検討を実施する。図4には夫婦世帯、図5には単身世帯を描いた。縦軸に推計年金可処分所得（月額）、横軸に保険料の合算値（保険料合算値とは国民健康保険の保険料:65～69歳、又は後期高齢者医療制度保険料:75～79歳と介護保険の保険料の合計値のことである）をとっている。当然、横軸に示した保険料の合算値が増加すると、縦軸の推計年金可処分所得は低下するという方向に動いていく（基本的に右下がりの傾向を持つ）。さらに、図4では“65歳以上の夫婦のみの世帯1”，“65歳以上の夫婦のみの世帯2”，“65歳以上の夫婦のみの世帯3”，として直線を示した。この直線は、全消の“高齢者夫婦・夫婦高齢者世帯、有業者の有無、年間収入階級別1世帯当たり1か月間の支出”から得た消費支出の水準を示している。“65歳以上の夫婦のみの世帯1”では、夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦のみの世帯）で年間収入が200～300万円の世帯の消費支出額，“65歳以上の夫婦のみの世帯2”では年間収入が300～400万円の世帯の消費支出額，“65歳以上の夫婦のみの世帯3”では年間収入が400～500万円の世帯の消費支出額を表している。これを、表2に示した推計年間収入と世帯類型を考慮に入れて比較すべき直線を選択する。例えば、2010年の片働きの65～69歳世帯であれば、年間収入は376万円あまり、推計年金可処分所得（月額）は約20万円である。推計年間収入（ただし、全消では高齢者世帯の年金額の所得に占める割合は示されていない）が300～400万円なので、比較すべき直線は“65歳以

上の夫婦のみの世帯2”が示す直線となる。片働き65～69歳世帯を示す+のドットが“65歳以上の夫婦のみの世帯2”の直線より上にあれば、

消費支出 < 推計年金可処分所得

となって、この消費支出（平成21年水準）を貯えることになる。しかし、直線の下に+のドットが来るのならば、

消費支出 > 推計年金可処分所得

となって、フローの所得だけでは赤字になってしまふことを示す。基本的に、2015年以降の共働き世帯だけが 消費支出 < 推計年金可処分所得 という状況になっている（ただし、財産所得を無視しているので、これを考慮すれば維持できる可能性もある）。

一方、図5でも各ドットは基本的に経年的に右下がりの傾向を持っている。同様に“単身世帯:男性（65～69歳）”，“単身世帯:男性（75～歳）”，“単身世帯:女性（65～69歳）”，“単身世帯:女性（75～歳）”として図5上に直線を示している。これも、全消21の“60歳以上の男女、年齢階級、年間収入の種類別1世帯当たり年間収入”からの消費支出の水準を描いたものである（単身世帯に関して、サンプル数の関係から年間収入階級別にはデータを取ることは出来ない）。消費の水準が最も高いのが単身の男性の65～69歳であるが、図を見ると□のドットが“単身世帯:男性（65～69歳）”の直線の上方に位置している。これは、

消費支出 < 推計年金可処分所得

の状況である。また、単身世帯の男性と遺族世帯に関しては、消費支出を示す直線よりもドットが概ね上方に位置しており、消費支出を可処分所得が上回る状況になっている。しかし、遺族世帯の推計年金可処分所得では単身女性の消費支出水準を大きく下回る結果となっている。単身世帯:女

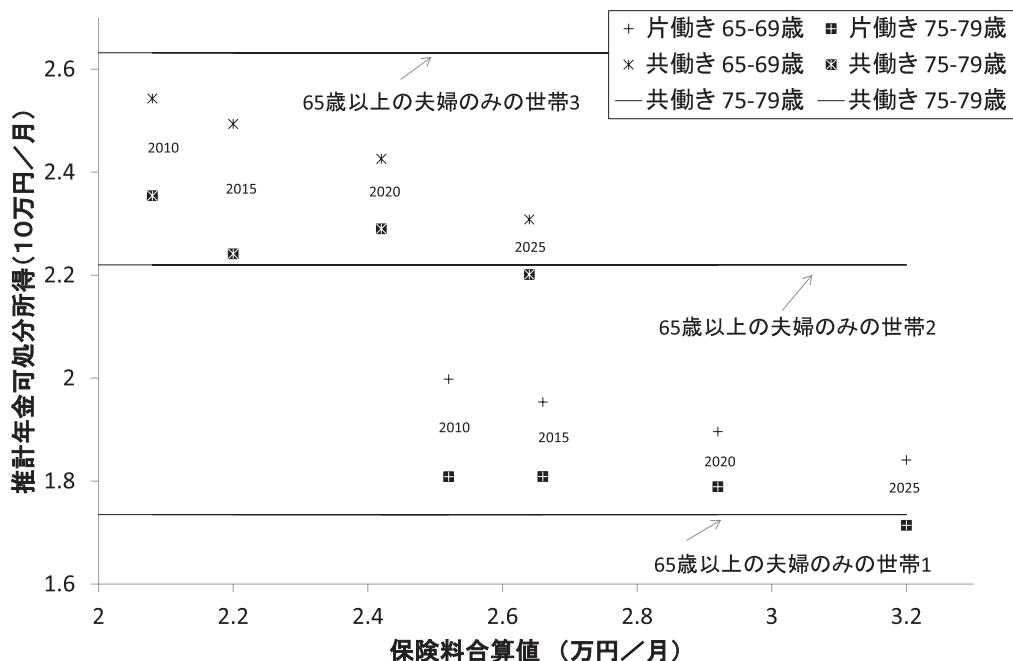


図4 夫婦世帯推計年金可処分所得と保険料合算値の散布図

出所) 筆者推計

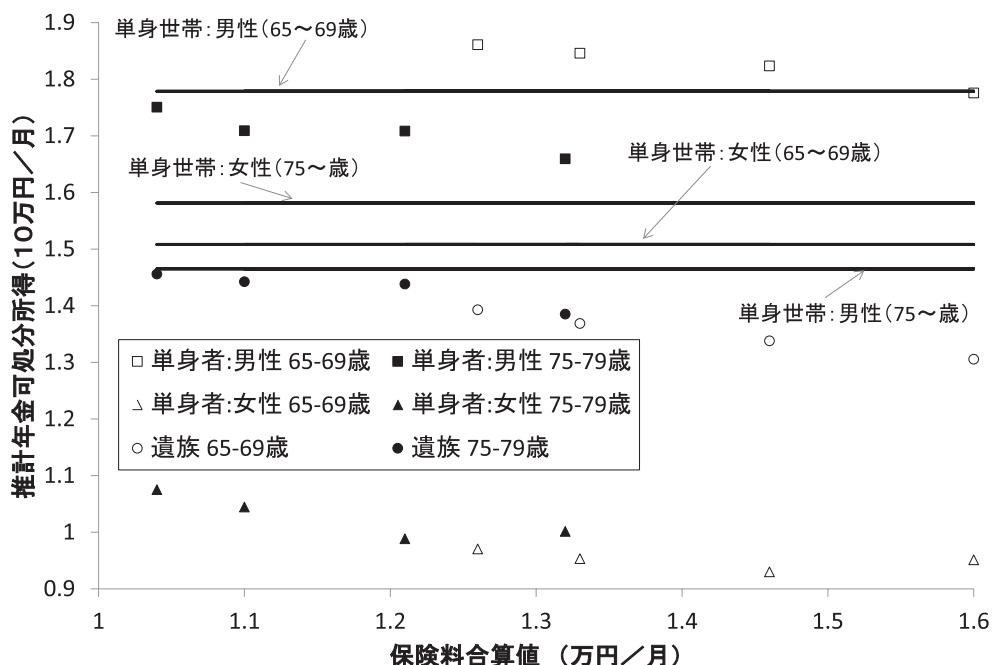


図5 単身世帯の推計年金可処分所得と保険料合算値の散布図

注) 各ドットは右から2010, 2015, 2020, 2025である。

出所) 筆者推計

性（65～69歳）であると、5万円ほど推計年金可処分所得を下回ることになる（財産所得を無視しているということだけでは説明がつかない）。

以上のように、基礎調査と全消をベンチマークとして検討した結果、片働き世帯は基礎調査との比較でも全消との比較でも、可処分所得上の問題があることが分かった。さらに、基礎調査では十分な可処分所得を得られるとしていた共働きの65～69歳世帯が、全消との比較では否定されるという結果となった。また、収入レベルでも、可処分所得のレベルでも低いという結果になったのは単身の女性であった。このことは、これまで多くの指摘があった結果に共通する（有森 2007）。一方、遺族世帯に関しては、収入で見ると低いという結果（基礎調査との比較）になったが、可処分所得レベルではかなりの程度の水準にあることが分かった（全消との比較）。税制上の“優遇措置”の効果である。

V おわりに

厚労省の医療・介護費用の試算は、その方法についても、その試算期間の短さを除いて最善のものであると言える。平成24年3月の医療・介護費用の試算結果から見る限り、年金世代の共働き世帯と単身世帯の男性、そして遺族世帯に関しては、年金給付が十分であるので2025年以降も生活が困窮する可能性は低い（例えば、2010年に80歳以上の世代は資産も潤沢である）。ただし、片働きの世帯と単身の女性の世帯は憂慮される。特に、単身女性の年金給付額はかなりの程度低くなる（低かった賃金プロファイルが影響）ので、フローの所得だけでは生活が困難になる。彼女達は、貯蓄等を取り崩す必要があるし、生計費を補填する施策が必要かもしれない（山本 2012）。また、今後、遺族年金（多くは女性が受給する）との公平性の問題が生ずる可能性もある。

また、今後の検討を要するのは、推計年金可処分所得の計算では非消費支出のところで各種保険料についての2025年までの変化分を考慮している

が、消費支出については2009年水準のまま、つまり、2009年水準の医療・介護の自己負担の動向が継続するものとしている点である。2025年という極近い将来は、団塊の世代前後の人口が最も多い年齢階層が後期高齢者になる時であり、このまま行くと医療・介護費用の増大が予想され、ひいては医療・介護費の自己負担が引き上げられて消費支出が増大に転じるという可能性がある。そして、その場合は耐久消費財を長く使用するといった具合に、各世帯は家計の構造を変化させるであろう。しかし、その一方で年金受給額が十分でない場合、医療・介護費の自己負担を引き上げるという改革の選択肢自体が閉ざされてしまう可能性がある。

さらに、今回の試算については、未だ正規雇用が多かった世代であると考えられる（年金額が比較的高いのは、正規雇用として賃金を得ていたものと思われる）。1960年より後に生まれた世代については、今回の試算からは漏れている。この世代に関して憂慮されるのは非正規雇用者の増大と、正規雇用者であっても年金受給額が低くなる可能性をはらんでいることである。その一つの原因は、長引く不況による賃金の低迷にある。基本的に、年金給付は賃金の関数であり、賃金が低下すれば年金も低下する。この点は他日を期したい。

謝辞

本稿は、平成21～23年度に国立社会保障・人口問題研究所で実施された「社会保障計量分析モデル開発事業」の成果の一部である。本特集の取りまとめと同事業の委員でもあった大林守氏（専修大学教授）には、特に記して感謝申し上げる（所外・所内の同事業の委員にも感謝申し上げる）。また、計算に際しては早稲田大学大学院経済学研究科の劉闡氏のお世話になった。もちろん、本稿に残された誤りは筆者のみの責任である。また、本稿は筆者の個人的見解であり、所属する機関とは何ら関係が無いことをお断りしておく。

注

- 1) 厚生白書平成3年版に“平成2年10月1日現在、65歳以上の高齢者の人口は1,489万5千人であり、総人口の12%を占めている。「日本の将来試算人口（平成

3年6月暫定試算)」の中位試算によれば、昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代すべてが65歳を超える平成26年に、高齢者数は3,000万人を突破し、その人口比率も現在の約2倍の23%に達するなど、今後急速な高齢化が進むことが予想されている。"という既述がある。

- 2) <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kaikaku.html> アクセス（平成24年12月25日）
- 3) 当然、資産に対する配慮がないという批判はあろうが、1) 各種統計データに信用できる資産の項目がないことや（鈴木 2008）、2) これからの中高齢者には資産形成のタイミングが少なかったこと（金融広報中央委員会（2012）によると、30～50歳代でも30%程度の世帯が貯蓄ゼロであるという）を鑑み、今回はフローの所得のみを考察の対象とした。この点は、今後の課題でもある。
- 4) 国保や後期高齢者医療制度の保険料には旧但し書き所得、すなわち、賦課基準額1=公的年金等に係る雑所得+所得控除後の給与所得-33万円を用い、所得税や住民税には、賦課基準額2=公的年金等に係る雑所得+所得控除後の給与所得-社会保険料控除-その他控除（生命保険料控除等）を用いる。

参考文献

- 有森美木（2007）「先進各国の公的年金制度と高齢者所得者対策」、『海外社会保障研究』No.158、pp.45-59
- 上田淳二・堀内義裕・森田健作（2010）「医療費および医療財政の将来推計」『KIER Discussion Paper Series』No.0907 京都大学経済研究所
- 大林守（2010）「社会保障モデルの今日的役割」、『社会保障の計量モデル分析』、国立社会保障・人口問題研究所（編）、pp.1-28、東京大学出版会
- 金融広報中央委員会（2012）『家計の金融行動に関する世論調査 平成24年』
- 小椋正立・入船剛（1990）、「わが国の人口の高齢化と各公的医療保険の収支について」、『フィンシャル・レビュー』、第17号
- 鈴木亘（2008）「社会保障関係の統計における課題」『統計改革への提言—「専門知と経験知の共有化」を目指して—』NIRA研究報告書、総合研究開発機構
- 内閣府「所得再分配調査と全国消費実態調査のジニ係数の違いについて」『今週の指標』No.834 <http://www5.cao.go.jp/keizai3/shihyo/2007/1001/834.html>（平成24年9月3日）
- 舟岡史雄（2001）、「日本の所得格差についての検討」『経済研究』第52巻、一橋大学経済研究所
- 山本克也（2012）「実行可能性からみた最低保障年金制度」『生活経済学研究』Vol.35、生活経済学会、pp.1-16
- 厚生労働省年金局（2009）「平成21年財政検証結果レポート—「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—」、<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/report2009/mokuji.html>（平成24年9月3日）
- JILPT（2010）「高齢者の雇用・採用に関する調査」調査シリーズNo.67、独立行政法人労働政策研究・研修機構
- （やまもと・かつや 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第4室長）